

令和5年2月28日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和5年2月28日(火)

午前9時56分開会

午前11時44分散会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田 学 委員長、山田 勝 副委員長、竹之内 和 満 委員、
川上 洋 一 委員、濱田 洋 一 委員、仮屋園 一 徳 委員、
濱之上 大成 委員、岩崎 健 二 委員

5 欠席委員

濱崎 國 治 委員、木下 孝 行 委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、庶務係長 野 中 義 昭

7 説明員

商工観光課

課 長 尾 塚 禎 久 君

課長補佐兼商工振興係長 大 野 裕 人 君

観光推進係長 船 蔵 真 一 君

8 会議に付した事件

- (1) 議案第1号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)
- (2) 議案第2号 令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第4号 令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)

9 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

ただいまから昨日に引き続き、予算委員会を再開します。

昨日は、再質疑において、執行部に対し、商工観光課所管の債務負担行為、寺島宗則記念館管理運営業務委託料に関する事項について、資料の請求をしたところ、資料提出まで時間を要するとのことで、散会いたしました。

本日は、昨日の再質疑の続きから行います。

〔商工観光課入室〕

○ 議案第1号 令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）

牟田学委員長

議案第1号を議題とし、商工観光課所管の事項について、審査に入ります。

執行部から請求した資料が提出されましたので、委員の皆様へ配付したところであります。所管課から提出された資料について説明したいとの発言の申出がありますので、これを許可します。

尾塚商工観光課長

昨日の予算委員会で請求のありました資料については、御手元に配付のとおりであります。

この資料は、題名は覚書とありますが、契約などのようにお互いに当事者同士が締結して取り交わしたのではなく、寺島旧家の譲渡を受けるに当たり、譲渡者から条件として責め示された事項について、担当者、商工観光課ですが、これを了承し、その確認事項として譲渡者に渡したものであります。この文書は、市が旧家を整備・保存するに当たって、必要な事項に関する事項を記載したものであります。旧家の仏壇等の財産につきましては、これを全て撤去するのではなく、例えば、文化的な歴史資料として残しておくという形をとることや譲渡の条件等を考慮した使用について、旧家整備の初期の段階において、松木家と申し合わせた内容を文書として残したものと理解しております。このことは、敷地周辺にありま

す松木弘安の石碑や鬼子母神像なども同様の取扱いであると理解しております。昨日も申し上げたとおり、記念館として整備が進んだ現在は、当時とは変わってきている状況もあることから、記念館の今後の運営に当たり、その取扱いについて譲渡者となるべく早い時期に協議していく必要があるのではと考えているところです。

以上、資料についての説明とさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

牟田学委員長

商工観光課長の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

山田勝委員

質疑の前に現地調査してみようよ。そのほうが次の話になるじゃないですか、と私は思いますが、他の意見を。

濱之上大成委員

確認のためなんですけど、この覚書に、仏壇の件なんですけど、何でこういう状況になった

のかが気にかかるんです。位牌とか過去帳等は移動すればできることであって、仏壇はその歴史の中の状況であったのか、歴史がどれだけあったのとか、そういうのを調べたことがあったんですかね。

尾塚商工観光課長

そこについては、私のほうでは確認はしておりません。

牟田学委員長

現地調査について、ほかの委員の方はどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を中止をして、ただいまから現地調査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは現地調査に行くことにいたします。

(現地調査 午前10時1分～午前11時21分)

牟田学委員長

現地調査前に引き続き、委員会を再開いたします。

現地調査が終了しました。

ここで、委員の皆さんの御意見を伺います。

濱之上大成委員

今日は勉強になりました。まず苦言から。

後ろのほうを見たら池の跡があるんですが、もうこの前から要望してた件ですがね、池に水はないので、枯山水的な形をとって、借り主たちにしてほしいというのが1点ありました。

それから、切った竹がごたごたと置いてありました。誰が管理するんだろう、誰なのだろうと。

〔発言する者あり〕

こういうふうにしたわけでありまして。

それから、旧家の仏壇についてですが、これどうも、覚書を見たときに、毎年8月14日は代々松木家のと。これは別の問題であって、仏壇自体を松木たけお氏の今ある家のほうに移すべきことではなかろうかというふうに思う1人であります。

それと、位牌等にしても、見ましたけども、今の時代に過去帳とか、もう前からもあるんですが、そういったものもあるわけですから、せめて入れ物は残したにしても、位牌に関する過去帳は、松木家の今住んでいらっしゃるところに移すべきではなかろうかというふうに思う1人であります。

今、こういう現状の中で、この文化財等に入った状況からいきますと、今担当されてる商工観光課がすべきなのか、それとも将来的には生涯学習課でもってこういった文化財についてのことをするべきじゃなかろうかというふうに思っております。

牟田学委員長

答弁よろしいですか。

〔濱之上大成委員「いいです」と呼ぶ〕

川上洋一委員

松木邸の看板なんですけど、駐車場のところの元防火水槽があったところに、もうちょっと引っ込めて建て直してもらったほうが、車の出入りに支障がないと思うんですけど。あまりにも離れてると、手すりももう撤去していいんじゃないかと。素人ながらに思ったりするんですけど。そこら辺を少し所管をお願いをしたいところです。

牟田学委員長

要望でいいですか。

〔川上洋一委員「はい」と呼ぶ〕

山田勝委員

私も昨日からいろいろこう言ってるんですけどね。まず、仏壇については、これは松木家が持っていないといけない品物であって、決して松木弘安の父母の位牌があるからといって、あそこに置いてしないといけないということはないと思いますよ。だからむしろ、松木弘安の父母の位牌があるんですがどうしましょうかと寺島本家に聞かないといけない話ですよ、阿久根市が。その処分に困るんだっただけですよ。

それと、やっぱり、松木家の法要が8月14日にありますね。これは、野田の感応寺の門徒なんです、松木家そのものが。だからこれはやっぱり、仏壇は松木家が持って帰らないといけない品物ですよ。自分のところに移動しないといかん。だからこういうのを簡単に了解するほうがおかしいと思いますよ。

それから、旧家の物品については、先ほどから話を聞いてますと、松木の寺島邸を阿久根市が買い取って修理すると、買い取るということを決めた後に、松木家にその家に関係のない阿久根市に売らない分については、全部、古物商が来て運び出したんだそうですよ。運び出して売りました。それは見ていた人が言うんですから。だから恐らくですね、古物商に売れない、あんまり価値のないものだけ残してあったのではないかという気がするのよな。だからあれは、松木さんのものであるのだったら、やっぱり全部引き取ってもらわないと、阿久根市の財産に人のものをそこに置くのはよくないと思いますよ。

非常に厳しいことを言いますけどね、課長。やはり阿久根市の金が、かなり市民の税金をつぎ込んでるんだ。そしてまた、寺島宗則ゆかりの地ですからね、あそこは。松木弘安が生まれて、松木家に養子に来て、そして鹿児島に連れていった。それ以上に、何遍も言うけども、寺島宗則が阿久根市脇本のために何かしたということは全然ないわけだから。でも、私たちは、郷土で生まれた寺島宗則が日本の近代化に貢献したということは十分分かってます。ですから、今日、来訪者見てみれば、いろんな方が来ていらっしやいましたよ。だから、そういうことで大事にする意味でも、ここはきちんとしないといかんという気がするんですが、ぜひ課長、話合いを煮詰めてしてください。

尾塚商工観光課長

今、3名の委員からいろいろと御意見も伺いました。

先ほど来、私のほうも申し上げたところですが、この覚書、今日配付しましたこの文書作成の当時と現在の状況というのは変わってきてるとというのがもう実状です。

そういうことで、繰り返しになりますが、今後の取扱いについては、なるべく早い段階で協議をしていきたいと考えているところです。

山田勝委員

そんなことで、入って上がってすぐ右側にあるのは、ほとんど松木家の品物だそうですよ。

私が管理人の方に聞いてみれば、だから全部処分していただければ非常にあそこはすっきりしていいという話ですよ。ですから松木さんのものは、もう全部引き取ってもらうということで進めてください。

牟田学委員長

よろしいですか。

山田委員、トイレの件はどうされますか。

山田勝委員

トイレの件については、どういうことでそういうふうになったのか分かりませんが、元々の話では、それぐらい、草を取って管理するぐらいは私たちがしてもいいんですよという気持ちだったというんですよね、管理人の方々が。でも、ふたば作業所の方々に仕事をさせないといけないからというような考え方もあって、されたのじゃないんですか。

でも、普通の常識からいってですね、浄化槽の管理料については阿久根市が出すべきですよ。しかしながら、毎日毎日管理の中で、あれぐらいの草は取ったり、そしてまたトイレは毎日行って掃除するぐらいないといけないですよ。今聞いてみれば、1週間に一遍ずつ来られるそうです、1週間に一遍ずつ。だからやっぱり、毎日毎日開閉して、掃除をするということでないかね、私はいけないと思う。だから、管理人の方々にお願いするその契約条件の中にそれを入れないかんとします。私は浄化槽の管理料は出していいと思いますよ。ぜひ考えて、対応してください。

尾塚商工観光課長

トイレの清掃業務等につきましても、同様に、また、どういう方法が一番、効果的、効率的なのか、そこも含めて検討協議していきたいと考えております。

〔山田勝委員「お願いします」と呼ぶ〕

濱之上大成委員

追伸です。課長にお願いがあるんです。

この管理運営費の問題なんです、今日見たときにトイレと同時に草をむしっていらっしやいましたね。草を、周りの。ふたばの方々が。もしそこまでして下さるんであれば、上の駐車場にしても草ぼうぼうです。もしよければ、管理運営の積算根拠をどうにか変えて、もうふたばの人に、裏の竹もほおっておいたままあったんですがね、そういうとこまでしてもらったほうがきれいになるんじゃないかなという思う1人です。

どうか今後は、そういうのを検討していただく気持ちがありますか、どうですか。

尾塚商工観光課長

第2駐車場の管理整備についても検討して、ちゃんとしていきたいと考えております。

濱之上大成委員

第2駐車場等も、今、菜の花がきれいに植えてあるんです。ああいう菜の花が生えているところに車は止められません。だからそういったものの気配りがない管理人は、即やめたほうがいいと思っています。

山田勝委員

今日、話題になったんだけど、この私たちは市議員になる人というのは、やっぱりそれなりに襟を正して、兼業禁止にしてくれないのか、あるいは公金をどうするのかというのが気になってるんですが。管理人になる人が市議員選挙に出てもいいんですか。

〔発言する者あり〕

管理人になっていいんですかという意味です。

牟田学委員長

そこは選挙管理委員会で確認しましょうか。

山田勝委員

という苦情です。

牟田学委員長

よろしいですか。

[山田勝委員「はい」と呼ぶ]

川上洋一委員

マイクロバスとか中型バスがよく来てるんですけど、メンテナンス渡辺の前の駐車場のところでハザードをたいて、見学者を下ろして、それが来るまで待っていると。ちょうどカーブで、深田の入り口のところとちょうど三差路になりますよね、あそこは。それじゃないがために上に土地買収して建てたわけですから、できればやっぱりそういうふうにして、管理者のほうに指導して、バスは上に停めてくださいねと、通行の邪魔になりますからということぐらひはやっぱりしてもらわないと、土地は広くとったけど車は1台も入らない。結局、路上駐車でハザードで待ってるとなれば、そこに大きい物体があれば、通行するのに、もし事故でもあったときに大変ですもんね。誰も事故をしようとして、運転しているやつはいないんだけど。そこら辺を徹底してほしいところですね。

それと、管理者と所管の観光課の課長なりと、きれいに話をしてほしいとこです。そこは我々のするところじゃないとかという言葉が、よく投げかけると帰ってくるんですけど、誰が何のためにここにいて管理をしてるんだということだから。ただ、お茶のペットボトルを出すぐらいならおばあちゃんでもできますよということになるから、そこら辺を、管理者を教育してほしいところでは。

牟田学委員長

要望でいいですか。

[川上洋一委員「はい」と呼ぶ]

濱田洋一委員

1点だけ、お願いと言いますか、要望をしたいと思います。

先ほど課長からもありましたけれども、この覚書についてです。今後、るる協議されていくということでお話がありましたが、やはり双方共通理解、共通認識を持った中で、行政側と松木さん側と双方署名をして押印をいただくと。そして、双方一部ずつ持っているようにしてほしいなと思います。と言うのが、また何らかの形でそういった覚書を見たいということで議会のほうからでもあった場合に、これが覚書ですということで、松木さんとの理解の上で作成しておりますと言える覚書というのをつくっていただければありがたいなと思います。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。この際、暫時休憩します。

〔商工観光課退室〕

(休憩 午前11時37分～午前11時40分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここで、質疑等が終了しましたので、採決に進みます。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、議案第1号について、討議に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、議案第1号、令和4年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第2号 令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

次に、議案第2号を議題とします。

それでは、討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは議案第2号、令和4年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

○ 議案第4号 令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

牟田学委員長

次に、議案第4号を議題とします。

それでは討議に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは議案第4号、令和4年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、予算委員会を散会いたします。

（散会 午前11時44分）

予算委員会委員長 牟田 学